

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成23年富津市規則第27号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(土壌基準)</p> <p>第3条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち土壌の汚染に係るものは、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるところによる。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第10条 条例第12条第1項及び同条第3項（一時堆積特定事業を除く。）に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第19号様式）とする。</p> <p>2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>(2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図</p> <p>(5) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(6) 特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類</p>	<p>(土壌基準)</p> <p>第3条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち土壌の汚染に係るものは、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるところによる。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第10条 条例第12条第1項及び同条第3項（一時堆積特定事業を除く。）に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第19号様式）とする。</p> <p>2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し（法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び申請書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> <p>(2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(4) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図</p> <p>(5) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(6) 特定事業場及び隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図及び搬入計画に関する事項を記載した書類</p>

- (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第20号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第21号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (10) 特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書
- (11) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
- (13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (15) 集水区域図
- (16) 現況排水平面図及び断面図
- (17) 排水計画平面図及び断面図
- (18) 調整池の平面図、断面図及び構造図
- (19) 放流先水路の流域図及び断面図
- (20) 流量計算書
- (21) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあって、当該行為に該当することを証する書面
- (22) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書
- (23) 現場責任者であることを証する書類
- (24) 資金計画及び実績に関する書類
- (25) 第7条第1項に規定する土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- (26) 第7条第3項に規定する施工同意書及び当該同意書に使用し

- (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第20号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第21号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (10) 特定事業区域の土壌の地質検査及び水質検査に関する計画書
- (11) 特定事業区域外の地域への排水の水質検査を行うための施設の構造図
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
- (13) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- (14) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (15) 集水区域図
- (16) 現況排水平面図及び断面図
- (17) 排水計画平面図及び断面図
- (18) 調整池の平面図、断面図及び構造図
- (19) 放流先水路の流域図及び断面図
- (20) 流量計算書
- (21) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあって、当該行為に該当することを証する書面
- (22) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した施工計画書
- (23) 現場責任者であることを証する書類
- (24) 資金計画及び実績に関する書類
- (25) 第7条第1項に規定する土地使用同意書及び当該同意書に使用した印鑑に係る印鑑登録証明書
- (26) 第7条第3項に規定する施工同意書及び当該同意書に使用し

た印鑑に係る印鑑登録証明書

- (27) 第7条第6項に規定する隣接土地所有者承諾書
- (28) 第7条第9項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書
- (29) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第12条第2項及び第3項（一時堆積特定事業に限る。）に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書（別記第22号様式）とする。

4 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号から第4号まで、第6号、第10号、第11号、第21号から第23号まで及び第25号から第28号までに掲げる書類及び図面
- (2) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 特定事業に使用される土砂等の搬入搬出経路及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類
- (4) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- (5) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第9号に掲げる書類及び図面
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 一時堆積特定事業以外の場合
ア 第2項第1号から第8号まで、第12号から第23号まで、第25

た印鑑に係る印鑑登録証明書

- (27) 第7条第6項に規定する隣接土地所有者承諾書
- (28) 第7条第9項に規定する近隣住民承諾書及び世帯数調査書
- (29) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第12条第2項及び第3項（一時堆積特定事業に限る。）に規定する申請書は、一時堆積特定事業許可申請書（別記第22号様式）とする。

4 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2項第1号から第4号まで、第6号、第10号、第11号、第21号から第23号まで及び第25号から第28号までに掲げる書類及び図面
- (2) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 特定事業に使用される土砂等の搬入搬出経路及び搬入搬出計画に関する事項を記載した書類
- (4) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- (5) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第9号に掲げる書類及び図面
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するための構造
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 一時堆積特定事業以外の場合
ア 第2項第1号から第8号まで、第12号から第23号まで、第25

号から第27号までに掲げる書類及び図面

イ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

ウ 関係地域の住民への事業説明報告書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(2) 一時堆積特定事業の場合

ア 第2項第1号から第4号まで、第6号、第21号から第23号まで、第25号から第27号までに掲げる書類及び図面

イ 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

ウ 特定事業に使用される土砂等の搬入排出経路図及び搬入排出計画に関する事項を記載した書類

エ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

オ 関係地域の住民への事業説明報告書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

6 第2項第9号及び第4項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める検査地点数以上の区域に等分して行うこと。

(略)

注 面積が10ヘクタールを超えるときは、1ヘクタール増えるごとに1検査地点数を追加するものとする。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において行うこと。

号から第27号までに掲げる書類及び図面

イ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

ウ 関係地域の住民への事業説明報告書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(2) 一時堆積特定事業の場合

ア 第2項第1号から第4号まで、第6号、第21号から第23号まで、第25号から第27号までに掲げる書類及び図面

イ 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

ウ 特定事業に使用される土砂等の搬入排出経路図及び搬入排出計画に関する事項を記載した書類

エ 条例第2条第3号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する土砂等売渡・譲渡証明書

オ 関係地域の住民への事業説明報告書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

6 第2項第9号及び第4項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める検査地点数以上の区域に等分して行うこと。

(略)

注 面積が10ヘクタールを超えるときは、1ヘクタール増えるごとに1検査地点数を追加するものとする。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において行うこと。

<p>(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p>	<p>(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p>
<p>第19条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに、特定事業区域への搬入を開始する前日までに土砂等搬入届(別記第29号様式)を提出して行わなければならない。</p>	<p>第19条 条例第18条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに、特定事業区域への搬入を開始する前日までに土砂等搬入届(別記第29号様式)を提出して行わなければならない。</p>
<p>2 条例第18条の土砂等が当該採取場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面とする。</p>	<p>2 条例第18条の土砂等が当該採取場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面とする。</p>
<p>(1) 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第30号様式)</p>	<p>(1) 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第30号様式)</p>
<p>(2) 土質の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図</p>	<p>(2) 土質の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図</p>
<p>(3) 土砂等の採取場所の現場写真</p>	<p>(3) 土砂等の採取場所の現場写真</p>
<p>3 条例第18条の土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。</p>	<p>3 条例第18条の土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。</p>
<p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。</p>	<p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。</p>
<p>5 条例第18条第2号の採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、第8条第2項第17号並びに第11条第5項第1号及び第2号に規定する土砂等売渡・譲渡証明書とする。</p>	<p>5 条例第18条第2号の採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、第8条第2項第17号並びに第11条第5項第1号及び第2号に規定する土砂等売渡・譲渡証明書とする。</p>
<p>(地質検査)</p>	<p>(地質検査)</p>
<p>第22条 条例第20条第1項の地質検査は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあっては、1段が完成するごと(条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例</p>	<p>第22条 条例第20条第1項の地質検査は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあっては、1段が完成するごと(条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例</p>

第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごと(条例第23条第3項、条例第24条第3項(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

(地質調査等の報告)

第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごと(条例第23条第3項、条例第24条第3項(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

(地質調査等の報告)

第24条 条例第20条第1項の規定による報告は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあつては、1段が完成するごとに当該3月を経過した日又は1段完成した日から起算してから10日以内（条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（別記第35号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第23条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析（濃度）結果証明書（別記第36号様式）

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内（条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

3 条例第20条第2項の規定より、条例第9条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、確認した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

別表第1（第3条第1項、第3条第2項、第10条第6項第3号、第19条第4項、第22条第1項第4号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラ	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本

第24条 条例第20条第1項の規定による報告は、特定事業を着手した日から3月ごと及び最大高さが5メートル以上になる場合にあつては、1段が完成するごとに当該3月を経過した日又は1段完成した日から起算してから10日以内（条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書（別記第35号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水等を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第23条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析（濃度）結果証明書（別記第36号様式）

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、条例第20条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内（条例第23条第3項、条例第24条第3項又は条例第25条第3項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

3 条例第20条第2項の規定より、条例第9条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、確認した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

別表第1（第3条第1項、第3条第2項、第10条第6項第3号、第19条第4項、第22条第1項第4号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグ	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本

	μ以下	産業規格(以下「規格」という。) K0102の55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法 (規格K0102の38.1.1 _____ に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付 表1に掲げる方法又は規格K 0102の31.1に定める方法のう ちガスクロマトグラフ法以外 のもの(メチルジメトンにあっ ては、昭和49年環境庁告示第64 号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルに つき0.01ミリグラ ム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルに つき0.05ミリグラ ム以下	規格K0102の65.2 _____ に定める方 法
砒(ひ)素	検液1リットルに つき0.01ミリグラ ム以下であり、か つ、埋立て等の用 に供する場所の利 用目的が農用地 (田に限る。)に おいては、土壌1 キログラムにつき	環境上の条件のうち、検液中濃 度に係るものにあつては、規格 K0102の61に定める方法、農用 地に係るものにあつては、昭和 50年総理府令第31号に定める 方法

	ラム以下	産業規格(以下「規格」という。) K0102の55.2、55.3又は55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法 (規格K0102の38.1.1及び38 の備考11に定める方法を除 く。)又は昭和46年環境庁告示 第59号付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付 表1に掲げる方法又は規格K 0102の31.1に定める方法のう ちガスクロマトグラフ法以外 のもの(メチルジメトンにあっ ては、昭和49年環境庁告示第64 号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルに つき0.01ミリグラ ム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルに つき0.05ミリグラ ム以下	規格K0102の65.2(規格K0102 の65.2.7を除く。)に定める方 法
砒(ひ)素	検液1リットルに つき0.01ミリグラ ム以下であり、か つ、埋立て等の用 に供する場所の利 用目的が農用地 (田に限る。)に おいては、土壌1 キログラムにつき	環境上の条件のうち、検液中濃 度に係るものにあつては、規格 K0102の61に定める方法、農用 地に係るものにあつては、昭和 50年総理府令第31号に定める 方法

	15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
		(略)
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法

	15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
		(略)
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法

		環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること	規格K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土壌等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1 N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてPH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える。（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）

		昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下であること	規格K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土壌等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1 N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてPH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える。（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）

(3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。

(4) 結果にはPH (H2O) 又はPH (KC1) と付記し、測定条件を明確にする。

別記

第21号様式 (第10条第2項第9号、第19条第3項及び第4項、第24条第1項第2号)

(3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。

(4) 結果にはPH (H2O) 又はPH (KC1) と付記し、測定条件を明確にする。

別記

第21号様式 (第10条第2項第9号、第19条第3項及び第4項、第24条第1項第2号)